

広報専門の会議体 正副議長案

- 1 名称
苦小牧市議会広報専門部会（仮）
- 2 目的
本部会は、苦小牧市議会基本条例第3条第4号に定める活動原則及び議会広報広聴ビジョンに掲げる広報広聴の手法に基づき、苦小牧市議会（以下「議会」という。）における広報に関する取組の企画・管理・運営を統括し、市民に対する議会活動の可視化を目的とする。
- 3 活動
 - ① 部会の開催は、毎定例会議案説明会后（代表者会議后）とする。ただし、必要に応じて、臨時開催する。
 - ② 活動報告は、都度、議長に行う。議長は、報告を受けた後、代表者会議並びに議会改革検討会で報告等を行う。
 - ③ 会議は対面を原則とし、オンライン併用を妨げない。
- 4 構成
議会運営上及び質問実施の観点から、部会長には副議長を置く。
部会員は各会派から1名と無所属議員。
総数8名の議員で構成。
- 5 役割
 - ① 議会公式 SNS（Facebook、Instagram、YouTube 等）及び議会ホームページの運用に関すること
 - ② 新たな情報発信ツールの研究
 - ③ 苦小牧市議会公式 SNS 利用規約の管理
- 6 基本方針
 - ① 委員会のように正式な会議体とはせずに、議会改革検討会の広報に関する部分の実行部会という位置付けとする。このことから、要項等は設けず、自由闊達な議論を行う場とする。
 - ② 正確性・中立性・わかりやすさ・タイムリー性を重視する。政治的中立性を保持し、特定会派・個人の宣伝に偏らない。
- 7 その他
部会の開始時期は令和8年4月1日とする